

# さんぺい

輝枝

千葉市議会議員  
(花見川区選出)

143号



事務所 〒262-0025  
千葉市花見川区花園1-20-14

TEL 043-299-1101 <http://www.sanpei-terue.jp/>  
FAX 043-299-1104 sanpei3@d3.dion.ne.jp

立憲民主・無所属千葉市議会議員団

皆様からのご意見・  
ご要望お待ちしております。

## 今、介護保険を使っている方で お買い物の時間をのばせます。

複数事業所の組み合わせができません。  
ヘルパーさんが不足している場合、

**さんぺい輝枝質問** スーパー撤退で、ヘルパーさんのお買い物の時間が取りにくいという声を聞きます。利用者やケアマネ等から千葉市に相談はあったか伺います。

**答弁** 買い物の支援等を行う介護保険の生活援助の利用について、介護保険サービス利用者や生活援助サービスを行っている訪問介護事業所等から、具体的な相談は寄せられておりません。

**さんぺい輝枝質問** 答弁の通りだとすると、ヘルパーさんは買い物の時間が取りにくくて困っているものの、ケアマネや千葉市に相談できないでいるのかもしれませんが。これでは介護保険を使っている方にとりまして困ってしまいます。(さんぺい輝枝意見)ケアマネやヘルパーさんが困ったら千葉市に相談頂きたいと思えます。

しかしながら千葉市に直接相談はなかったとしても、ヘルパーの皆さんは、人員が不足していて、生活介助も提供できないと聞いています。介護保険の保険料を払っていて、今、サービスを受けられないとの事です。いざというとき、市民が介護サービスを使えないのでは大変な問題です。

これでは市民が困るので、今、対応できる対策を千葉市としてどのように考えているのか伺います。

**答弁** 利用している事業所の従事者不足によりサービスの利用が困難な場合については、担当するケアマネージャーにご相談頂き、**複数事業所を組み合わせたケアプランに変更する等の対応が可能です。**●従事者不足により、介護サービスの提供に支障をきたさないよう、合同就職説明会の実施や研修費用の助成など、介護人材の確保に努めて参ります。

**さんぺい輝枝質問** 二種類のパターンでご答弁頂きました。

実際は、今、ヘルパーさんが不足していて買い物支援などに支障が生じている介護事業所もあるようです。一大事ですので、ご答弁の中で、一事業所だけでヘルパーさんの、対応をするのではなく場合によっては、事業所ごとの連携で、複数事業所を組み合わせることもできるとの、ご答弁でした。●こうした複数の介護事業所を組み合わせる取り組みは、僭越ではございますが、事業所はご存じではないかと思えます。これから、ヘルパーさんやケアマネや介護事業所に伝えていきたいと思えます。

●さて、ヘルパーさんに介護を受けている方の家に行く前に、買い物をしていると聞いていますが、身体介護を受けながら、買い物等の生活援助サービスを受けた場合、料金的にどのようになるのか伺います。

**答弁** 身体介護と生活援助を合わせてサービスを行う場合は、なんらかのサービスが中心となるかで、身体介護中心型または生活援助中心型いずれかで請求を行う事となります。

ただし、身体介護中心型であっても、合わせて行う生活介助の時間が20分を超えるような場合には、生活援助の加算を組み合わせる算定を行う事が出来ます。

**さんぺい輝枝質問** 了解しました。ヘルパーさんの働き方にも影響するものだと思います。●お買い物の生活支援の時間が20分未満だと算定できないのですが、実際ヘルパーさんの、買い物支援等で20分まで時間が掛からない場合、加算をもらわずに買い物をしているというような、働き方をしている方はいらっしゃるのかどうか伺います。

**答弁** 生活支援の時間が20分未満の場合は、身体介護中心型の介護報酬として請求を行う事とされている事から、**介護報酬を得ずにヘルパーが買い物支援をしているという事実は承知しておりません。**

裏面につづきます。

### 一般質問



# 遠かスーパーが元々あったのに撤退したり、

**さんぺい輝枝質問** ヘルパーさんの中には、スーパー撤退によって、在宅介護を受けている方の、お買い物の時間が取れない。だから今までの様にスーパーを誘致してもらいたい等の、ご意見を頂いたのですが、お買い物の生活介助の時間が、スーパー撤退によって、少し先にあるスーパー等にお買い物をするときの時間について、ご答弁頂きました。こうした取り組みをすれば、ヘルパーさんもあたふたしないで済みますし、何よりも在宅介護を受けている方々も安心です。●介護報酬について別のヘルパーさんをしていただいた方に、伺いますと、1時間内のサービスの提供の中には、買い物も入っているのですが、一端在宅介護を受けていらっしゃるお宅に伺い、それからスーパーに行って買い物をするより、事前に買い物の内容を聞いておいて、在宅介護の家に行ってからではなく、行く前にスーパーに寄って買い物をしていたと伺いました。現実、こうした介護を提供の方法の方が効率的と考えての事だと、思います。

ですから、スーパーがそばにある時は、このサービスの時間の中で十分に、お仕事ができていたのだと思います。ただし、スーパー撤退により、今までと同じ時間内でサービスを提供するのではなく、**確実にお買い物の、時間を延ばさざるを得ないと考えます。**

**それも介護保険の料金に含まれていると伺いました。**

別のヘルパーさんに伺いますと、近くのスーパーにちょっと寄って買い物をして、身体介護ができていたのにとの、伺ってきたので、もしかしたら、生活介助の時間を取らずに、ただで働いていたら、大変問題だと思いました。

仮に、こうした働き方がいらっしゃったとしたら、どのような対策を講じられるのか。伺います。

**答弁** 20分を超えているのに、加算が算定されていない様なケースを認知した場合は、利用者が必要とする買い物支援等を含めた、適正なケアプランの作成及びサービス提供について、**ケアマネージャーやサービス提供を行う訪問介護事業所等に対し適切に指導して参ります。**

**意見要望 さんぺい輝枝** ヘルパーさんが、ただで働くようなことが在っては、ヘルパーさんも長続きしないと思いますので、よろしくをお願いします。更に、1時間の内、身体介護を40分と、生活介助を20分の介護を、また、その逆もありと分かりました。●更に一介護事業所だけで解決ができない場合には、介護事業所間で、連携をとっていただくとか、介護を受けている方々からも、**介護事業所に連絡をして頂き、必要なサービスが滞ることのないようお願いしていただければと思います。**

## 施設の光熱費の高騰対応

### 高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策支援事業

補正理由 エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受けている高齢・障害事業所等に対し、光熱費等の負担増に対する支援金を支給するための経費について補正するもの。

補正予算額 73,000千円。

#### 事業概要

(1)対象事業所

訪問事業所等 約1,600か所

※特別養護老人ホーム等の入所施設・デイサービス等の通所事業所(約1,000か所)については、千葉県が主体となって支給。生活支援ハウス、通所リハビリテーション等の一部入所・通所事業所、助産所については本市が支給。

(2)支給額等

光熱費、食材費、車両燃料費について支援金を支給する。

ア、訪問事業所、助産所 25千円/事業所+6千円(1台)/所有車両台数

訪問入浴事業所は27千円/所有車両台数

イ、入所施設 定員1名当たり 25千円

ウ、通所事業所 一事業所当たり 300千円(小規模事業所は100千円)

(3)支給額の考え方

今後の予定

令和5年8月～ 各事業所への周知、申請受付開始

9月～ 支給決定・各事業所への支給

## 空飛ぶ消防 消防ヘリコプター



消防ヘリ「おおとり2号」は導入から24年が経過し、経年による劣化が進んでいる所で、航空消防活動での事故を防止し、安全を確保するためには、新機体への更新が必要な状況となっている。

財産の取得概要等

(1)消防ヘリ1機(装飾品を含む)

(2)取得予定価格(税込み) 1,779,800,000円

(3)レオナルド社製AW169型(イタリア製)

(4)随意契約「地方自治法施行令第167条の2第1項第8号」

## 市政広聴会 のお知らせ

日 時: 毎月第3土曜日

11:00～12:00

場 所: さんぺい輝枝事務所



※ご予約は不要ですので、お気軽にお越しください。また、ご要望がありましたら、ミニ集会を行います。お知り合いやグループ等、集まる機会がありましたらぜひ、お声をかけてください。